

農業資材審議会
第18回種苗分科会

農林水産省食料産業局

農業資材審議会
第18回種苗分科会
議事次第

日時：平成31年1月28日（月）

14：00～15：15

場所：農林水産省第2特別会議室

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 事
 - (1) 「重要な形質」の指定について（諮問）
 - (2) 登録品種の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物について（報告）
4. 閉 会

午後 2時00分開会

○藤田室長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から農業資材審議会第18回種苗分科会を開会いたします。

知的財産課種苗室長の藤田でございます。委員及び専門委員におかれましては、ご多忙のところご出席賜りましてありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり、食料産業局審議官の倉重からご挨拶申し上げます。

○倉重審議官 食料産業局の審議官の倉重と申します。よろしくお願いいたします。

農業資材審議会第18回種苗分科会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ご出席の皆様におかれましては、平素より農林水産行政にご指導を賜り、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

昨年は、振り返りますと、2月のオリンピックで我が国で開発された品種のことが話題になったり、海外への流出という点で、この関係では大きく注目された1年でした。さらに、6月に閣議などで決定されました未来投資戦略2018や知的財産推進計画2018においては、輸出戦略上重要な種苗の海外流出の防止及び新品種の開発を促進する観点から、品種登録制度の充実に向けた検討を行うことが求められております。新品種の重要性というものが改めて見直されているということで、農林水産省といたしましても、種苗法に基づき登録品種がより適切に保護されるよう検討を進めていくことが必要と考えているところでございます。

一方で、優良な品種を海外で保護するには、諸外国でも植物新品種保護制度が整備されることが必要でございます。我が国農産物の輸出力の強化につながる品種に対して、海外での品種登録経費の支援等が継続的に実施できますように、平成31年度予算に関連予算を盛り込むとともに、我が国の品種登録審査結果を海外の審査当局に無償提供する体制の整備等に取り組んでいるところでございます。

さらに、我が国が主導して平成20年から開催をしてきた東アジア植物品種保護フォーラムにおきまして、今後の共通方針などを示した10年戦略が昨年8月に採択をされました。この中では、全ての参加国のUPOV加盟を目指すことが長期方針とされておりまして、この10年の取組の成果が結実した大きな成果になったと考えております。今後、本戦略に基づき協力活動などを進めてまいりたいと考えております。

本年は元号が改まる年となりますが、新たな時代に対応した種苗政策となるよう、農林

水産省としても種苗産業の振興に向け取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、これまで出願がなかった14種類の新たな植物の重要な形質の設定や、審査基準の国際的な調和等を図る5種類の植物の重要な形質の改正について、種苗法第2条第7項の規定に基づき農林水産大臣からの諮問を受けて、専門家である委員の皆様方にご審議をいただくことになっております。

また、登録品種の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物につきましては、種苗法では育成者権の効力が及ばないとしつつ、省令で例外的に育成者権の効力が及ぶものを定めているところがございますけれども、我が国の許諾契約等の実態を踏まえ、種類を追加する省令改正を行うこととしておりまして、併せてご説明をいたします。

委員の皆様におかれましては、どうぞ十分にご審議を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶といたします。

○藤田室長 ありがとうございます。

審議会の資料につきましては、今回からペーパーレス化ということで、皆さんの前にタブレットを置かせていただいております。そのタブレットに保存されている資料をご覧いただきながら議論を行っていただければと考えております。

審議会の資料でございますけれども、資料1から4が入っておりますし、さらに参考資料としての1から3という資料を保存してございます。タブレットの操作についてご不明な場合は、挙手いただきますと職員が参りますので、操作を補助いたします。遠慮なく挙手いただければと思っております。

それでは、委員と専門委員の方々のご紹介をさせていただきます。委員名簿をご覧いただければと思います。

それでは、ご出席の委員の皆様をご紹介申し上げます。

まず初めに、分科会長をお願いしております茶園委員でございます。

○茶園分科会長 茶園です。よろしくお願いいたします。

○藤田室長 続きまして、神田委員でございます。

○神田委員 神田です。よろしくお願いいたします。

○藤田室長 田中委員でございます。

○田中委員 田中でございます。よろしくお願いいたします。

○藤田室長 中村委員でございます。

○中村委員 中村と申します。よろしくお願いいたします。

- 藤田室長 彦坂委員でございます。
- 彦坂委員 彦坂です。よろしくお願いいたします。
- 藤田室長 山岸委員でいらっしゃいます。
- 山岸委員 山岸です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 藤田室長 続きまして、専門委員の皆様をご紹介します。

金澤専門委員でございます。

- 金澤専門委員 金澤です。よろしくお願いいたします。
- 藤田室長 河野専門委員でございます。
- 河野専門委員 河野です。よろしくお願いいたします。
- 藤田室長 清水専門委員でございます。
- 清水専門委員 清水です。よろしくお願いいたします。
- 藤田室長 中山専門委員でございます。
- 中山専門委員 中山です。よろしくお願いいたします。
- 藤田室長 柳下専門委員でございます。
- 柳下専門委員 柳下でございます。よろしくお願いいたします。
- 藤田室長 なお、日影委員及び福田専門委員は本日欠席しております。

本分科会は、委員の定数7名のところ、本日6名にご出席いただいておりますので、農業資材審議会令第7条第1項の規定により本分科会が成立していることをご報告申し上げます。

事務局につきましては、ちょっと遅れておりますけれども、知的財産課長の尾崎、それから私、種苗室長の藤田、それから総括審議官の内澤、その他担当者が出席させていただいております。時間の都合がございますので、紹介を割愛させていただきます。

なお、本日の分科会の議事及び議事録は公開いたしますので、その旨ご承知おきいただければと思います。

それでは、これからの議事を進めるに当たりまして、審議会議事規則によりまして分科会長の茶園委員に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

- 茶園分科会長 改めまして、茶園です。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

農林水産大臣から本審議会に対しまして、資料1のとおり農林水産植物の重要な形質の指定につきまして諮問がありましたので、本日は、この諮問につきましてご議論いただき

ます。

それに先立ちまして、品種保護をめぐる状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○藤田室長 では、私のほうから、まず資料2に基づきまして、国内外における品種保護をめぐる現状についてご説明を簡単にさせていただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、ページダウンしていただければと思っておりますけれども、新品種の出願・登録の状況でございます。年度別の新品種登録・出願数は平成19年にピーク、1,533件を迎えまして、その後減少傾向になってございます。平成26年度以降、大体年間950件から1,000件の間で推移しておるといった状況でございます。

品種登録数については、出願と同様でございます。平成19年にピークを迎えておりますが、その後減少してございまして、平成24年度以降800件前後で推移しているという状況でございます。

次のページをお願いいたします。

登録品種の作物別の内訳でございます。これまで、平成29年度末までの累計の割合としましては、草花類が最も高く61%、次いで観賞樹17%となっておりまして、草花類と観賞樹で約8割を占めるという状況でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

今申し上げましたのは、平成29年度までのトータルの登録数でございます。有効登録件数、現在権利が残存しているものに限りますと、2つの帯グラフがありますけれども、下の方が有効登録件数を示すグラフとなっております。これを見ていただきますと、草花類というのは平均した登録期間が短いという傾向がございまして、一方で食用作物、果樹、野菜といったものについては登録期間が長いことから、有効登録件数を見ますと、そういったものが増えているという状況になってございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

登録者の業種別の内訳でございます。これについては、業種別では種苗業者が最も多く53%、次いで個人育種家26%となっております。種苗会社、個人というところで8割ぐらゐを占めておるといった現状になってございます。

続いて、5ページをお願いいたします。

これまた同様に有効登録件数に絞りますと、特に都道府県が10%から15%となっており、また国、主に独法ですけれども、4%から8%といった形で、育成者別で見ても都道府県、

国といった存在が大きくなってきているという状況になってございます。

次のページ、6ページをお願いいたします。

今申し上げた作物分野別と業種別を統計表にまとめてございますけれども、草花、観賞樹では種苗会社、個人育種家の割合が比較的高いということでございます。一方で、食用作物では都道府県や国、それから野菜では種苗会社や都道府県、果樹では個人育種者と都道府県により育種が盛んに行われているという状況でございます。

次をお願いいたします。7ページでございます。

海外からの出願状況でございます。外国で育成された品種の我が国への出願というのは、近年、出願件数の約4割を占めているという状況でございます。そのほとんどは草花類、観賞樹といった内訳になってございます。

8ページをお願いいたします。

国別の出願状況でございますけれども、オランダ、ドイツといったところが多うございまして、ヨーロッパからの出願が約7割という状況でございます。

次、9ページをお願いいたします。

国別のUPOV加盟国における出願・登録の状況、それぞれの国の状況でございます。UPOV加盟国において我が国の占める位置でございますけれども、出願数、登録数というのは世界第5位というぐらいの位置付けでございます。出願数を見ていただきますと、中国が近年非常に伸びてございまして4,000件を超えるという状況でございます。育成者権が存続している有効登録件数の数としましては、日本はEU、アメリカに続いて第3位といった状況でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

これは、品種登録制度、そもそもの必要性について簡単にまとめたものでございます。植物品種については、新品種が開発されて、一定の期間の後に育成者権が切れて、誰でもが使える品種になっていくということございまして、新品種が持続的に開発されるということが農業の発展には非常に重要になります。その新品種の開発については、非常に多くの費用とか時間がかかるといったものでございますけれども、そういった新品種のメリットを農業者がしっかりと利益を得て、その対価が一部はしっかりと育成者に返っていくということによって、さらなる品種開発が進むといった観点で、品種登録制度として品種の保護が行われているというところでございます。

この中で、いわゆる在来種であるとか育成者権が切れております古い品種は、誰でもが

自由に使えるという形になりますので、新品種がしっかりと供給されることによって農業全体の発展につながっていくと、こうした循環がうまく回っていくことが将来的な農業の発展に非常に重要なものであるということでございます。

11ページをお願いいたします。

そういった中で、植物新品種の出願数が近年、我が国では減少傾向にあるというところが我が国として少し懸念しているところでございます。新品種は農業の競争力を支えるイノベーションの源泉でございますけれども、その出願件数としましては、2007年以降、減少傾向にあるというところでございます。先ほども述べましたけれども、中国では一方で非常に出願が伸びているという状況でございます。出願数でございますので、これが必ずしも競争力につながっているのかというわけではないと思っておりますけれども、やはり国際的には新品種の開発が進んできている中で、我が国としては新品種の出願数が低下しているところは、将来的な日本の農業競争力に影響するというのを懸念しているところでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

先ほど審議官の挨拶でも申し上げましたけれども、我が国の優良品種の海外流出ということが問題になっているところでございます。知的財産権は、それぞれの国で権利を主張できるというものでございますけれども、海外で我が国の優良品種が栽培されるということ、いわゆる流出を防ぐためには、海外で知的財産権を確保するということが必要になっております。こういった観点から、農林水産省としては平成28年度の補正予算から、我が国で開発された重要な新品種について海外における品種登録を支援しているということでございます。平成31年度予算案についても、引き続き所要額を計上するということによって、我が国の重要な品種が意図せずに海外へ流出することがないように対策を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。これはまだ本決まりではないですが、最近の動きとしてご紹介させていただきます。

植物品種名については、商標と競合しないように、種苗法に基づく登録品種については商標登録できないという規定がございますけれども、一方で、種苗法において出願された品種について、その品種名を後から第三者が商標を出願をして、種苗法に基づく登録ができるころには既に登録商標がされてしまっており、品種登録はされますけれども品種名称を変えなくてはならないといった場合が往々にございました。そういったことについて、

特許庁と協議を行ってきておりましたけれども、今回、第三者による悪意の商標出願については、商標としての登録を拒絶するといった方向で今議論が行われているところでございます。こういった形で品種名称として出願されているものについては、悪意のあるものについては商標として拒絶されるといった形で保護されるようになってくるということをご期待しているところでございます。

14ページをお願いいたします。

品質登録の電子出願申請についてのご紹介でございます。昨年の3月26日から電子出願の受け付けを開始しております。現在、昨年12月末まででございますけれども、600件を超える出願がございまして、そのうちの3割が電子出願となっておりますところでございます。非常に出願者にとっては利便性が図られますので、我々としても電子出願の推進を図っていきたいと思っているところでございます。

最後、15ページでございます。

これは日本の植物品種審査結果の海外当局への提供でございます。我が国は、UPOV 91年条約に加盟しておりまして、我が国の審査結果を海外の植物審査当局における審査に活用していただくということでございます。これをしますと何が良いかといいますと、日本から海外に出願をする、先ほど申し上げた優良品種を海外で登録するに当たって、海外当局に出願いたしますけれども、その際に日本の審査結果を活用いただきますと、現地での栽培試験とかがなく、早期に登録に至るといったことで、順次でございますけれども、こういった日本の審査結果を海外で活用いただける形に覚書等を進めているといったところでございます。

簡単でございますけれども、私からは以上でございます。

○茶園分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

では、中山委員。

○中山専門委員 8ページのパワーポイントなんですけれども、これだとアジアから2%出ていますよね。これは国内に向けての外国育成品種の話ですよ。その後に、今度、9ページのところに中国がものすごく伸びているという話がありましたけれども、今、2017年以降というのは、やっぱり中国から日本国内に向けても増えているんですか。

○藤田室長 この9ページのほうは、各国において、各国の中での出願状況でございます。9ページ、例えば中国の4,465というのは、中国において出願された出願数でござい

ます。大体中国のうち、このうち4,000ぐらいが中国国内からというもので、あとは残り外国だと思えますけれども、日本にはまだそれほど多く出願されていない状況でございます。

○中山専門委員 今後、中国から増える可能性というのはいかがですか。

○藤田室長 そこはまだわかりません。予断は許さないですけれども。

○中山専門委員 わかりました。ありがとうございました。

○茶園分科会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、議事を進めます。続いて、諮問された事項につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○内澤総括審査官 それでは、資料3のファイルをお開きいただきたいと思います。資料3の重要な形質の指定に関する説明資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

1 ページ目を開いていただきますと、ここに重要な形質についての解説が簡単に示されております。重要な形質というのは、品種登録の要件であります区別性、均一性、安定性の審査に用いられる一番基本になる重要な要素でございます。2に書いてありますが、ここで定める重要な形質以外で差異が認められても区別性は認められないという仕組みになっております。なお、3に書いてありますが、我が国ではUPOV国際同盟の指針に基づきまして、その下に6つほど要件が書いてありますけれども、こういった要件を満たすものを重要な形質として定めるという仕組みになっております。

2 ページ目をご覧くださいと、重要な形質が実際に審査に用いられる場合には審査基準という形になっていくんですけれども、我が国の審査基準とUPOVでつくっておりますテストガイドラインが、それぞれの種類別の審査基準のもとになるものを示されているんですけれども、この関係をマトリックスで示しております。一番左の上のほうに我が国の審査基準とございまして、現在670種類が作成されております。その反対側、右の一番端っこにUPOV・TGと書いてありますけれども、UPOVのテストガイドラインが324種類ございます。その真ん中の緑のところなんですけれども、226種類というのが示されております。これが、我が国がUPOVのテストガイドラインと同じ植物の種類について審査基準をつくっているものが、この数字のものがあるということでございます。

今回、先ほどご説明にございましたけれども、新設で14種類について重要な形質が定められますと、それに基づいて審査基準が定められます。あと、UPOVのテストガイドラインの準拠ということで、全く新しいものではなくて既存の審査基準をUPOVのテスト

ガイドラインに整合させるというのが3種類ということになっております。

それが行われますと、一番下の方になっていくんですけども、上のほうの670が684種類になりまして、赤字のところですけども、そのうち230種類についてはUPOVと同じもの、同じ植物の種類のものについて審査基準がつけられたことになるということでございます。その下の欄の緑のところですけども、これにつきましては、日本の審査基準とUPOVのテストガイドラインの重要な形質ですとか、いろんな形質の定義、調査方法がきちんと整合されているものというものの数字を示しておるんですけども、これが、現在173種類について整合しているところが今回新しく認められますと、177種類について整合したものになるといったことを説明している図でございます。

3ページをご覧くださいますと、今回検討していただく植物の種類についていくつかのタイプ分けで示しております。1番が区分を新設するもの。これは今まで全くない植物の種類について新しく設定するもの、これが14種類、ここに示したのがあるということでございます。2番がUPOVのテストガイドラインへの準拠等により改正するもの。これは、もう既に既存の審査基準があるけれども、それをUPOVのテストガイドラインと整合をとるために、ここに掲げております3つの種類について改正をしますというものでございます。3番は、審査の運用の結果等により重要な形質を改正するものでございますが、これは先ほどのマトリックスのところには出てきませんで、2つのものについて、既存のものの中の重要なケースをいくつか見直しをさせていただきたいというものでございます。

欄外に4で区分名を改正するものがございまして、これは植物の種類名について学名の見直しなどを受けまして変更せざるを得ないものについていくつか改正させていただきたいというものでございます。

では、この後は順に簡単に説明を進めさせていただきます。

5ページ目を見ていただきますと、新設のものでございます。第1番がムラサキシキブというものについてでございます。この植物は、原産地がアジア、豪州、北米、中米の熱帯から温帯と広く分布しておるものでございます。用途といたしましては、庭園、あるいは鉢物ということで観賞用に供される植物でございます。主に果実を観賞するというもので、一番最もポピュラーなのが紫の果実、実がなる。あと、一部白いもの、あとピンク色のものもあるようでございます。

これにつきましてはUPOVのテストガイドラインが現在示されておらず、全く新規につくるものでございますが、そういった観賞用のものでございますので、一番観賞

価値のある花序、花、果実に関する形質を中心に、ここに示した重要な形質を定めさせていただきたいということでございます。

次のページに移っていただきますと、今度はクフェアラ モシッシマという植物でございます。この植物は原産地がアメリカでございまして、用途といたしましては花壇、鉢植えといったところで利用されるものでございます。

この本種類の日本での流通品種が、今回出願されている品種1品種ということで、我々も重要な形質で審査基準を検討するに当たりまして、大変困難な場面があったんですけれども、基本的に既にヨーロッパで登録されている品種でございますので、ヨーロッパのCPVOという審査部局の審査結果に基づいて、我が国でも登録をしたいというふうに考えておりますので、ヨーロッパのCPVOの審査結果に記載されている形質をそのまま採用する形でご提案させていただいております。

次、7ページ目、3番目、ギョウギシバでございます。この種類はアジア、アフリカ、南米の温帯、熱帯にかけて広い地域に分布している植物でございまして、踏圧に強いということもございまして、一般の芝生ですとか競技場の芝生等で利用されている植物でございます。

我が国では今、芝属の審査基準が既にありますので、そういったもの、あるいはアメリカでの同じ植物の登録されている品種の情報などを参考に、今回ここにお示ししている重要な形質を採用いたしまして審査基準を作成させていただきたいということでございます。

ギョウギシバにつきましては、事前に重要な形質と、あと参考資料でお配りしております審査基準案を委員の先生方に事前に目にいただきまして、ご意見をいただいております。ギョウギシバにつきましては、清水専門委員からいくつかご意見をいただいております。それについてどういった考え方でおるかというのを簡単にご説明させていただきます。

専門委員からは、水平葉の葉色というのが追加できるのではないかというご意見をいただきました。これにつきましては、今回、重要な形質を検討するために栽培調査を行いました品種におきまして、なかなか明確な品種間差異が確認できなかったということで、今回については形質としては取り上げないということにさせていただきたい。今後、必要があれば追加するといった形で検討をさせていただければと思っております。

あと、病害性の抵抗性、葉枯病抵抗性についてはどうでしょうかというお話がございましたけれども、病害抵抗性の形質につきましては、審査方法がきちんと確立しているもの

だけを採用するというルールとしておりまして、今回は形質としては取り上げないということにさせていただきたいと考えております。今後、きちんと試験方法等が確立してきましたら追加を検討させていただきたいということにさせていただきたいと思っております。

あと、ターフのクオリティーですとか耐寒性、あとは干ばつの耐乾性、そういったものについて、今後必要に応じて追加していく必要があるだろうというご意見もいただいております。今後の検討課題とさせていただければと思っております。

次、4番目ですが、ディエールヴィラという植物でございます。これは北アメリカが原産地でございます、庭園、鉢物の観賞用として利用されているという植物でございます。主に葉色に非常に変化がございます、斑入りのものとか、緑の上に着色するものが多々あるということでございます。

この種類につきましてはUPOVのテストガイドラインがございまして、ヨーロッパのCPVOで審査に用いられましたハンガリーの審査基準がございましたので、これに基づいて重要な形質を我が国でも定めることをご提案をさせていただいております。

次に、5番目でございます。エリアンツス アルンディナセウムというものでございます。これは東南アジア原産のイネ科の大型の多年草でございます、サトウキビの仲間だということでございます。生育が旺盛で、春から秋ぐらいまでの期間の間に3～4メートルぐらいまで育つといった植物でございます。用途といたしましては、バイオ燃料としての利用が現在取り組まれているということでございます。

これにつきましては、同じ仲間であるサトウキビ属の審査基準、あるいはオーチャードグラス等飼料作物の審査基準等を参考に、重要な形質を定めることをご提案をさせていただいております。

これにつきましては、河野専門委員からいくつかご意見をいただいております、まず、発芽特性ですとか花の数、小花の数に関する形質というのはどうでしょうかというご意見をいただいております。発芽特性につきましては、この種類が通常、栄養繁殖で株分けで増殖されるのがもっぱら行われておるということでございますので、今回の提案では除外をさせていただいた形でございます。

あと、花の数についてですが、極めて小さな多数の小花が小穂、あるいは穂ということで形成される花でございます。なかなか今回調査した中では品種間の差異がはっきりと確認できなかったということで、今回は除外することで、今後、そういったところで明確に区別できる品種等が出てくれば、追加する形で取り扱いをさせていただきたいということ

でございます。

次、6番目、フィクス ルビギノサというものでございます。これはオーストラリアが原産でございまして、観賞用として扱われたり街路樹用として利用されている植物でございます。

今申し上げましたように、日本ではもっぱら観賞樹ということで鉢栽培が主だということなんですけれども、同属の観賞樹のものとしてベンジャミンですとかショウナンゴムノキ等の審査基準がございましたので、それらを参考に重要な形質を検討させていただいております。

これにつきましては、柳下専門委員から意見をいただいております。果実に関する形質は入れておかなくても大丈夫でしょうかというご意見をいただいたんですけれども、今ご説明した形で、ベンジャミンですとかゴムノキ等と一緒に鉢栽培の観賞樹として屋内で利用されるというのが一般的だということでございまして、観賞樹の審査で果実の結実まで観察するというのはなかなか困難だということもございまして、あと、ベンジャミンですとかゴムノキ等のフィクス属の種類でも、既存の審査基準で果実を対象にしたケースは設けていないということもございまして、果実については重要な形質は設定しないことをご提案をさせていただいております。

次、7番目、イヌツゲでございます。これは日本ですとか朝鮮半島南部に分布する常緑性の低木ということで、日本では本州から四国、九州に分布している植物でございまして、用途としては庭木ですとか生け垣といった形で利用されているものでございます。イヌツゲということで、ツゲという名前が入っているんですけれども、ツゲ属のツゲとは全く別のものだということでございます。

これにつきましてはイギリスの審査基準がございましたので、これを参考に重要な形質を定めるということでご提案をさせていただいております。

これにつきましては、神田委員からご意見をいただいております。標準品種が設定されていないので、これを入れておいたほうが審査のときにやりやすいんじゃないかというご意見をいただいております。特に葉の斑ですとか色の形質、あと斑の分布といったところで標準品種をきちんと決めたほうがいいんじゃないかというご提案をいただいたんですけれども、今申し上げました斑の色ですとか葉の色といったあたりは、カラーチャート、色見本の番号で調査して整理していくことを考えておりますので、標準品種を改めて設定しなくても、とりあえずは調査は効果的にできると判断をしております。あと、斑の分布につ

いては、審査基準の特性表の説明に図で説明をきちんとしていくことを考えておりますので、そういったことで対応をしていきたいと考えております。

次、8番目、リンデルニア クレイスタンドラでございます。これはオーストラリアが原産地でございます、鉢物として利用されている植物でございます。これにつきましては、形態的に類似しております同じリンデルニア科のトレニア属ですとか、ゴマノハグサ科のアンゲロニア属、ディアキア属といった類似の植物の既存の審査基準を参考に重要な形質を検討させていただきまして、ご提案させていただいているところでございます。

次、9番目、ロマンドラでございます。これはオーストラリア、パプアニューギニア、ニューカレドニアが原産地でございます、用途といたしましては鉢植えですとか花壇で利用されているものでございます。これにつきましてはUPOVのテストガイドラインが既にごございますので、これに準拠した形で重要な形質を定めることで検討しました。

実は、同じロマンドラ属のロンギフォリア種という基準が、既に平成24年の審議会で諮問させていただいております、この後、審査する段階になっていたんですけれども、同属のほかの種から出願がありました。それで今回は、先ほど申し上げましたUPOVのテストガイドラインがロマンドラ属の審査基準でございましたので、先行いたしましたロンギフォリア種と、後から出てきた新しい種を合わわせた形で、属一本で審査基準をつくったほうが効率的に効果的な審査ができるだろうということで、今回取り組ませていただいた次第でございます。

これにつきましても神田委員から、標準品種をきちんと示したほうがやりやすいんじゃないでしょうかというご意見もいただいたんですけれども、先ほど申しました先行のロンギフォリア種の審査基準のときと標準品種のものと、ロマンドラ属のUPOVのテストガイドラインの標準品種になっているものの特性が我が国ではなかなか合致しませんで、そのままUPOVの標準品種を採用するのも難しいということがございましたので、とりあえず現在の段階では標準品種は未設定という形で、今後審査の蓄積を図っていく上で決めていけばいいのではないかなと考えております。

次が10番、トキワマンサクでございます。この種類は、本州、九州、中国南部、インド北東部に分布する植物で、主に庭園、鉢物といった形で観賞用に利用されているものでございます。主に春に咲く花、あと葉の色の季節変化を観賞するといった目的で利用されている種類でございます、これについてはUPOVのテストガイドラインがございませんでしたので、我が国で新たに検討するといったことでございます。今申し上げました葉の

色の季節変化といった特徴がある葉色についての形質を多く採用するという形でやっております。

これにつきましては、柳下専門委員から、葉身の先端の形にいろいろ変異があるので、それについてどうでしょうかというご意見、もう一つ、葉の光沢についての形質もどうでしょうかというご意見をいただきました。葉身の先端の形につきましては、今回、現地で栽培をして9品種の調査を行っておるんですけども、いずれの品種も一株の中でいろんな形の葉っぱが混在しておりまして、なかなか品種の特性としてきちんと位置付けるところができなかったということで、今回は採用しないことで進めさせていただきました。あと、葉の光沢についても同様に、9つの品種でいずれも光沢があったんですけども、明確な品種間差異が見られなかったということもありましたので、これについても割愛するといった形で整理をさせていただいたところでございます。今後、そういったところに特徴のある、明確に区分できる品種が出てきたときには、追加することも検討していきたいと考えております。

次、11番目、ネモフィラでございます。これはアメリカの西部、オレゴン州からカリフォルニア州にかけて原産の植物で、鉢物用、花壇用ということで観賞用に利用されている植物でございます。これにつきましてもUPOVのテストガイドラインがございませんので、我が国で新たに検討したということでございます。

文献ですとかでネモフィラ属に関する情報をできる限り集めまして、今回お示しした重要な形質を設定をさせていただきました。

12番目、リベス サンガイネウムでございます。これは北アメリカ西北部原産で、これもやはり鉢物ですとか、そういった観賞用に主に利用されているものでございます。スグリ属に属しておりまして、スグリ属の場合、果実を食用にする種が多くございますけれども、今回お示しするサンガイネウム種というのは観賞用として利用される種ということで位置付けられております。これにつきましてはUPOVのテストガイドラインはございませんでしたが、既にヨーロッパのCPVOで審査の実績がございまして、そこで利用されておりますドイツの審査基準がございましたので、これをもとに重要な形質を定めることで取組をしたところでございます。

13番目、セネキオ カンディダンスでございます。これは南米を原産地とする花壇、鉢植えで利用される多年草でございます。これにつきましても、UPOVのテストガイドラインはございませんが、既にヨーロッパ、CPVOで登録をされているものがございまして

たので、そこでの登録のデータに記載されている形質を採用するといった形で、今回の重要な形質を設定しております。

花に関する形質については、出願品種が今回、開花しない系統を選抜していることもございました。あと、今回の重要な形質を検討するための調査の期間でいくつか調査したんですけれども、開花が確認できなかったことがございましたので、現在の段階では花に関する形質は設定せずしております。今後、きちんとそういったことも実績が蓄積されれば、追加することも検討していかなければならないなど考えております。

新規のものの最後、14番目、トラキメネ コエルレアでございます。これはオーストラリア西部を原産地といたします観賞用の1～2年草でございます。既存に流通している品種としては青紫、あるいはピンク色、白色の花が咲く品種が流通しているということでございまして、近縁のアクティノツス ヘリアンシ種、あるいは形態が類似しておりますユウギリソウ種等を参考にいたしまして、今回重要な形質を設定しております。

茎頂に多数の小さい花がなる散形花序を形成するといったこともございますので、そういったところの形質を今回ご提案させていただいております。

次に、2番のUPOVのテストガイドラインへの準拠のために改正するもの、これは3つございます。順に簡単にご説明させていただきます。

20ページに、1番目のムクゲでございます。ここに赤字のところがございますが、これは、先に諮問の際にご覧いただきました重要な形質を一部、その後訂正したものは赤字で書いてあるということでご理解いただければと思います。

当初は二次色の分布の後に、その前の形質と同じように括弧書きで「二次色のある品種に限る」というものが入っておったんですけれども、実は、この形質の状態区分の中に二次色がないという状態区分が含まれていることがわかりましたので、二次色のない品種でもこの形質が必要になりますので、その限定していた括弧書きを外したということでございます。

次、21ページの2番目、ローベリア エリヌスでございます。これにつきましてもUPOVのテストガイドラインに整合する形で、ここにお示しした重要な形質を設定させていただければと思っております。

あとは、次、UPOV準拠の最後、3番目、ペチュニアでございます。これにつきましても赤字のところがございますが、当初、花筒の幅とやくの花粉の色のところ、この赤字の限定が入っておらなかったんですけれども、これは一重の品種に限る形質でござい

すので、これを追記したということでございます。

なお、ペチュニアにつきましては、柳下委員から、株当たりの花数ですとか多花性、花が多い性質ですね。あと連続して花を咲かせている期間、花の開花期間ということになるんですが、そういったものについての形質はいかがでしょうかというご意見をいただいております。今回、このペチュニア属の審査基準の改正というのが、ご説明しておりますようにUPOVのテストガイドラインに完全に準拠する目的で取り組んだこともございますので、UPOVのテストガイドラインに含まれていない形質を追加するのは、今後の審査が効率的、効果的にできない場面も出てくると思いますので、現在の段階では追加はしない対応でご理解いただければと思います。

先ほど申しましたご意見がありました形質につきましては、今後の検討課題と考えておるんですけれども、その際には、客観的な評価の方法をきちんと設定することが求められてくると思いますので、そういったところも含めて検討をしていきたいと考えております。

次に、3番の審査の運用の結果により改正するもの、これが2つございます。

24ページ、これが1番目のカリオペテリス クランドネンシスでございます。これにつきましては、実は既存の審査基準にダンギクの審査基準がございまして、その中に、草本のダンギク種と木本のクランドネンシス種を含めた形で対象にするといった形で定められていることがわかりました。今回は、その木本でありますクランドネンシス種をきちんと木本の植物として位置付けた形で審査基準を定めることが必要であろうということで、今回取り組ませていただいたということでございます。これに赤字で側枝のところは赤くなっておるんですけれども、これ、当初は茎になっていたところなんです、これは側枝の間違いでしたので、訂正をさせていただいております。

次、2番目のストックでございます。今回のストックの見直しにつきましては、最近の育種の動向を反映しております。最近、ストックにおきましては低温要求性を必要としない品種の育成が主流になっておりまして、開花の早生化が進んでおります。そういったことに対応できるように、現在定めております開花期を開花始期に変更しまして、あと、状態区分についても拡大をする形で取組をさせていただきたいと考えております。

次、26ページ目ですね。ここに先ほど申しました4番目のタイプ、区分名を改正するものがございますけれども、それがここに書いてある4つのものがございます。

現行のハイビスカスにおきましては、ハイビスカス属からムクゲ種とクサフヨウ種を独立させたということもありましたので、ハイビスカスからクサフヨウ及びムクゲ種を除く

といったことで位置付けを見直すということでございます。

2番目のアメリカイワナンテンにつきましては、イワナンテン属に含まれるので、この際削除をするということでございます。

3番目のローベリアにつきましては、ローベリア属からエリヌス種等を独立させたということもございますので、そういったものを除いた形できちんと位置付けるということでございます。

4番目のロマンドラ ロンギフォリア種、これは先ほども出てきましたけれども、ロマンドラ属一本に設定を見直しますので、ロンギフォリア種については削除する形で取組といったことでございます。

あと、今回、この資料3の重要な形質の指定に関するものにつきましては、昨年11月29日からパブリックコメントにかけておりました、国民から広く意見をいただいたところなんですけれども、この告示の改正につきまして、全て反対するという意見が1件あっただけで、具体的にどこに反対するのは全く示されていないものが1件あっただけでありますということ、併せてご報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○茶園分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局の説明を踏まえまして、この諮問事項につきましてご審議をお願いしたいと思います。今回は飼料作物、工芸作物、草花類及び観賞樹につきまして諮問案が示されておりますので、最初に、これらをご専門の委員の先生方からコメントをいただきたいと思っておりますけれども、本日欠席された専門委員からのコメントはございますでしょうか。

○内澤総括審査官 本日ご欠席の委員から、事前にご意見のご提示はございませんでしたので、ご報告いたします。

○茶園分科会長 ありがとうございました。

それでは、まずは飼料作物につきまして清水専門委員からコメントをお願いいたします。

○清水専門委員 担当の清水です。ギョウギシバを担当いたしました。

特性表を最初見たときに、葉色の項目がないなど意外なことがあったので意見を上げましたが、その後、ブリーダー等に取材した結果、先ほどの内澤さんのご説明のとおりでしたので、今回の基準からそういった項目を外しておくのでよい思いました。それですので、示された基準案のとおりで問題ございません。

○茶園分科会長 ありがとうございます。

では、続きまして、草花類及び観賞樹につきまして、神田委員からコメントをお願いいたします。

○神田委員 事前に資料を見せていただきまして、わからない点などを質問させていただきました。その後、適切なる回答をいただきまして理解することができましたので、重要な形質については問題ないと考えております。

1つちょっと感じましたことは、栽培する場所というか、気象条件が違う国で育成されたものがうまく形質が発現しないという事例もあるようなので、今後は形質だけではなくて、DNAの解析などの導入も必要ではないのかなというふうに感じました。

以上です。

○茶園分科会長 ありがとうございます。

では、続きまして柳下委員、何かございますでしょうか。

○柳下専門委員 私も事前に資料をお送りいただきまして、いくつかの疑問点については予め質問させていただきまして、丁寧な回答をいただいておりますので、特に問題はありません。

いくつかご提案した形質についても、今回調査した中では区別性が認められなかったということですが、またその該当するものが上がってきたときには、新たな形質としてご検討いただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○茶園分科会長 ありがとうございます。

では、続きまして工芸作物につきまして、河野専門委員、コメントがございましたらお願いいたします。

○河野専門委員 今回、エリアンツス アルンディナセウムについて担当させていただきました。事前に3つほど質問させていただきまして、いずれも丁寧なご回答いただきまして、また、修正もご対応いただきましたので問題ないと考えております。

○茶園分科会長 ありがとうございます。

では、委員の先生方全員に対しまして、何かございましたらご自由にご検討をお願いいたします。

田中委員、何かございますでしょうか。

○田中委員 特にございませぬ。

○茶園分科会長 中村委員、何かございますでしょうか。

○中村委員 特段ございません。

○茶園分科会長 彦坂委員は何かございますでしょうか。

○彦坂委員 ありません。

○茶園分科会長 金澤専門委員、何かございますでしょうか。

○金澤専門委員 うちは会員にも説明をして下ろしましたが、特段なかったんですけれども、ただ、先程来の審査基準の中で、UPOVを中心とした流れの中での基準という部分を、多少原産国と日本の気候の差、土質とか、そういう環境の差の部分を考慮に入れながら今後付け加えていっていただければ、そこが一番わかりやすくなるかなと思っていますので、その辺も含めてよろしくをお願いします。

○茶園分科会長 山岸委員、何かございますでしょうか。

○山岸委員 特にございません。

○茶園分科会長 そうですか。どうもありがとうございました。

中山専門委員、何かございますでしょうか。

○中山専門委員 特にございません。

○茶園分科会長 よろしいでしょうか。

委員の先生方、特にございませんでしょうか。

それでは、先生方の意見を踏まえまして、農林水産大臣に当審議会の意見を答申したいと思っておりますけれども、この重要な形質の改正案につきまして、改めて委員の先生方のご意見を確認させていただきたいと思っております。

この改正案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○茶園分科会長 ありがとうございます。

では、そのほかに、誤字等がございました場合の修正につきましては告示を改正する際に反映させていただくということで、事務局に一任するとさせていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○茶園分科会長 ありがとうございます。

それでは、諮問に対する答申案を事務局より配付させていただきます。

(答申案配付)

○茶園分科会長 それでは、読み上げさせていただきます。

平成30年11月29日付30食産第3365号をもって諮問のあった標記の件については、審議の結果、別紙のとおりの内容で指定するのが適当である。

これにつきまして、このままでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○茶園分科会長 では、ご異論がないようですので、そのように進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

では、続きまして、報告事項の品種登録の自家増殖に育成者権が及ぶ植物につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○藤田室長 種苗室長の藤田でございます。

資料4をご覧くださいと思います。登録品種の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物についてでございます。

ページをおめくりいただきまして、1ページでございます。

種苗法で登録された新品種については、育成者権が保護されるということが新品種の育成促進には重要であるということでございまして、従来よりパブリックコメントも行いつつ、育成者権が及ぶ植物というのを順次拡大してきているところでございます。今回、この1ページにお示ししております31種類、野菜について2種類、草花類17種類、観賞樹12種類でございますけれども、これについて事前にパブリックコメントを行って、省令としての追加の検討を進めてまいったところでございます。

この考え方でございますけれども、2ページをご覧くださいませでしょうか。

これは平成27年の自家増殖に関する検討会において策定されました植物の選定基準というものに基づいて、今回の31種類については基準のBとして現在有効な登録品種がない植物ということで選ばせていただきまして、31種類を今回選定いたしているところでございます。

これにつきまして、現在パブリックコメントは既に終了しておりますけれども、昨年11月からパブリックコメントも行ってきております。その結果については取りまとめ中でございますけれども、いくつかご意見をいただいております。自家増殖、自家採種の原則禁止には反対である、品種登録がゼロの品種について自家増殖を禁止する必要はない、種苗規則、施行規則の一部改正は認めない、それから、自家増殖できない品種を増やすべきでないといったご意見をいただいております。

我々としては、今回の検討の中で、この自家増殖に育成者権が及ぶということについて

は、あくまで登録品種に限ったことをごさいますして、こういったパブリックコメントの意見も踏まえながら、省令に指定すべきかどうかについて検討を進めていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○茶園分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(異議なし)

○茶園分科会長 それでは、これにて議事は終了いたしましたので、審議は終了とさせていただきます。

では、事務局に司会をお返しいたします。

○藤田室長 本日は、熱心なご討議をありがとうございました。事前のご確認も含めて多大なご労力をいただいたことを感謝申し上げます。

いただいたご意見等を踏まえまして告示改正の作業を進めてまいりたいと存じますので、今後とも種苗行政の円滑な推進に向けてご協力のほどをお願いいたします。

本日はありがとうございました。

午後 3時15分閉会